

**令和 7 年度消費生活相談員対応強化研修業務委託に係る
企画提案競技（プロポーザル）実施要領**

1 趣 旨

令和 7 年度消費生活相談員対応強化研修業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）を実施するため、必要な事項を定める。

2 提案競技に付する事項

- (1) 委託業務の名称
令和 7 年度消費生活相談員対応強化研修業務委託
- (2) 委託業務の内容
消費生活相談員を対象とした研修会の実施に係る業務
(詳細は別添仕様書のとおり)
- (3) 委託契約期間
契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
- (4) 委託契約額の上限
1, 920, 000 円（税込）

3 契約の相手方の選定方法

公募により提案された事業案を選考基準に基づき審査し、その結果、最も優れた提案を行った者を選定する。

4 公募に関する事項

- (1) 応募資格
次の要件をすべて満たしていること。
 - ・消費者問題に関する研修・講習の実績を有していること。
 - ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
 - ・埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
 - ・埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97-1 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ・企業区分が中小企業であること。また、所在地区分は管轄内・準管轄内・管轄外のいずれかに該当すること。
- (2) 公募期間
令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 20 日（金）
- (3) 公募実施に関する周知の方法
県ホームページ「物品・委託等」への掲載により周知する。

4 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
令和 7 年 6 月 9 日（月）～令和 7 年 6 月 13 日（金）12 時まで
- (2) 提出方法
質問内容を様式 6「質問書」に記載し、「7 応募・問合せ先」宛てに電子メールにて提出すること。
- (2) 質問の回答
質問者の法人名等を伏せた上で、令和 7 年 6 月 16 日（月）までに掲載する。
なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

5 企画提案に係る提出書類

- (1) 研修計画（仕様書別紙の研修計画を参考に作成）【様式1－1】
※ 仕様書別紙の研修計画に示された研修テーマ、回数、開催期間等は参考であり、企画提案競技の内容の要件を示したものではない。
- (2) 研修計画に関する説明書【様式1－2】
- (3) 研修の運営に関する提案書【様式2】
- (4) 消費者問題に関する研修・講習の実績【様式3】
- (5) 費用計算書【様式4】
- (6) 業務委託企画提案競技に係る法人等の概要書面【様式5】
- (7) その他参考となる資料（任意）

6 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書提出期限
令和7年6月20日（金）
- (2) 提出方法及び提出先
企画提案書一式を令和7年6月2日（月）から令和7年6月20日（金）までに、「7 応募・問合せ先」宛てに電子メールにて提出すること。
また、電子メール送信後、提出した旨を電話で連絡すること。

5 審査に関する事項

- (1) 審査・選考方法
別紙「選考基準」に基づき、検討委員会で審査・選考を行う。
なお、検討委員会が必要に応じ企画提案者による説明を求めることができる。
- (2) 審査期間
令和7年6月下旬まで
（審査委員会は令和7年6月27日（金）に実施予定。ただし、審査委員の都合等により変更の可能性もある）
- (3) 審査結果通知
令和7年6月30日（月）

6 その他

- (1) 企画提案書の提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案競技に係る提出書類は返却しない。
- (3) 採用された提案は、埼玉県と提案者の協議により内容を一部修正することができる。
- (4) 企画提案書を提出した者が1者の場合は検討委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、契約先候補者として選定する。
- (5) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) この要領に定める事項以外については、本提案競技の検討委員会で決定する。

7 応募・問合せ先

埼玉県県民生活部消費生活課 総務・企画調整担当
電 話：048－830－2935
e-mail：a2930@pref.saitama.lg.jp